

社会福祉法人シャローム会評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シャローム会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議会の出席報酬等)

第2条 評議員が評議会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第3条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬等の支給時期は、次に定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、直近の銀行営業日とする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第5条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 本規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

| 名 称 | 報 酬 |
|-----------|---------------|
| 評議員会出席報酬等 | 5,000 円 (税抜き) |